三　保険契約の移転後において、次のイからニまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからニまでに定める準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

イ　認可特定保険業者　契約者配当準備金

ロ　保険会社　保険業法施行規則第六十四条第一項の契約者配当準備金

ハ　外国保険会社等　保険業法施行規則第百四十六条第一項の契約者配当準備金

ニ　少額短期保険業者　保険業法施行規則第二百十一条の四十二第一項の契約者配当準備金

四　保険契約の移転後において、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

2　移転先会社の行政機関は、前条第二項第十五号の書面を作成するときは、前項各号に掲げる事項に配慮するものとする。

第七十三条第一号中「から第四項まで」を「から第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令第七十一条の二の規定は、この命令の施行後にされる保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十七条第一項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転について適用し、この命令の施行前にされた同項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

省　令

○財務省令第七号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十七号㈤の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「委託」の下に「又は再委託」を加え、「こととされる」を「ものに係る」に改め、同条中「別表第一第三十七号㈣」を「別表第一第三十七号㈤」に改め、「定める委託」の下に「又は再委託」を、「行われる委託」の下に「又は再委託」を加え、「期限付委託」を「期限付委託等」に改め、「からの委託」の下に「又は再委託」を加える。

附　則

この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。